

社会福祉法人 群馬厚生会役員等の報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人群馬厚生会の役員の仕事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という）の職務の遂行に対して支給する報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬を支給する職務の内容)

第 2 条 役員等に支給する報酬の対象となる職務は次のとおりとする。

- (1) 理 事 群馬厚生会に関する会議及び軽費老人ホーム寿楽園の運営業務に従事した時
- (2) 監 事 監査業務及び理事会並びに評議員会議への出席
- (3) 評議員 評議員会議への出席

(報酬の額)

第 3 条 役員等がその職務に従事した時は、次の報酬額を支給する。ただし、常勤の理事には、支給しない。

- (1) 理 事 日額 5, 0 0 0 円
- (2) 監 事 日額 5, 0 0 0 円
- (3) 評議員 日額 5, 0 0 0 円

(報酬の支給)

第 4 条 報酬は原則として、その業務に従事した後速やかに支払う。

(改 正)

第 5 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

(附 則)

- 1 この規程は、平成 2 9 年 1 月 2 4 日から施行する。
- 2 この規程に定める報酬の支給は、平成 2 8 年 4 月 1 日以降の役員等の業務に対して適用する。